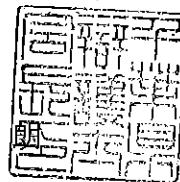


2013年（平成25年）5月9日

法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ（案）に関する会長声明

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳



政府の法曹養成制度検討会議が中間的取りまとめ（案）を公表した（「以下、「中間的とりまとめ」という。」）。今後、パブリックコメントに付された後に最終的な取りまとめが行われ、これを踏まえて法曹養成制度関係閣僚会議が政府としての措置を決定するものとされている。

「中間的取りまとめ」は、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方という、法曹養成制度及びこれに関連する法曹の在り方に関わる重要事項についての検討結果を取りまとめたものである。しかし、「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」（平成23年2月10日、以下「1000人以下決議」という。）、「「法科大学院を中心とする法曹養成制度」の見直しを求める決議」（平成25年2月8日、以下「法科大学院制度見直し決議」という。）を行ってきた当会としては、「中間的取りまとめ」の内容は極めて不十分と言わざるを得ない（両決議については、当会のホームページ<http://www.chiba-ben.or.jp/>を参照されたい）。

まず第1に、今後の法曹人口の在り方について、「中間的とりまとめ」は、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠くと認めたものの、これに代わる数値目標を示さなかった。

毎年2000人以上もの司法試験合格者が生まれて司法修習生の就職難が年々深刻化し、弁護士の経済的基盤の悪化も報道される一方、法科大学院の経済的、時間的負担、20%台の合格率といわゆる三振制などの問題が山積し、法曹志願者にとって法科大学院へ進むことが大きなリスクとなっている。法科大学院適性試験の受験者は、制度開始時の6分の1にまで減少し、今年の法科大学院入学者も2698人にまで減少したが、現在の状況下においては当然のことであろう。

司法試験合格者2000人強でこのような歪みが生じており、3000人という数値目標が非現実的なのは今更言うまでもないことである。当会の1000人以下決議では、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を

1000人以下とすることを求めていたが、その後2年を経て更に状況は深刻になっている。現状から1~2割程度の減員では問題解決など望むべくもないのであり、最終取りまとめにおいて、司法試験合格者を直ちに1000人以下にするとの具体的な数値目標を掲げるよう強く求める。

第2に、法科大学院制度の改革について、「中間取りまとめ」では、現在実施されている法科大学院への公的支援の見直し方策を強化するという内容等を提言するにとどまっているが、法曹志願者減少など前記諸問題の抜本的解決に繋がる内容とは思われない。

当会は、「法科大学院制度見直し決議」において、「法科大学院を中心とする法曹養成制度」には構造的欠陥があり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保の観点から有害であるとして、法科大学院の修了を司法試験受験資格としないことを求めたが、本年2月23日に埼玉弁護士会、3月29日には札幌弁護士会も同趣旨の決議を行った。このような受験資格制限撤廃は、法曹養成制度検討会議の和田吉弘委員も言及するところであり、現在の法曹養成制度を改善するための有力な意見の一つである。

この点につき、「中間的取りまとめ」は、「「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、司法試験の受験資格制限を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。」などとして切り捨てているが、法科大学院教育が全体として十分な成果を上げているとは言い難く説得的ではない。

現在の法科大学院制度をいかに残すかではなく、法曹養成制度を将来に向けていかに立て直すかという観点から検討すれば、受験資格制限の撤廃以外に選択肢はないものと考える。

第3に、受験回数制限制度について、「中間取りまとめ」は、これを維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適當かどうか、更に検討するとしているが、「1000人以下決議」で、受験回数制限撤廃を訴えた当会としては到底容認できない。かかる不合理な制限は早急に撤廃されるべきである。

第4に、司法修習生に対する経済的支援の在り方について、「中間取りまとめ」は、貸与制を前提としており、「1000人以下決議」、「法科大学院制度見直し決議」のいずれにおいても、給費制の重要性を訴え、その存続、復活を訴えてきた当会としては強く反対するものである。国民の人権擁護のため司法基盤を整備するのは国の責務であり、その意味で法曹養成のための給費制は必須である。したがって、司法修習生に対する経済的支援は給費制を前提としなければならない。

「中間取りまとめ」は、当会が「法科大学院制度見直し決議」で懸念していたとおり、法曹養成制度の抜本的改善策とは程遠いものであった。パブリックコメントを通じて厳しい意見が多数寄せられることは必至であると思われるが、今後このような国民各層からの意見を真摯に受け止め、「中間的取りまとめ」を抜本的に改めて、現在の法曹養成制度の歪みを是正し、国民の人権擁護に資するべく、実効性のある最終取りまとめとするよう要望する。